

<p>件 名</p>	<p>亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>企画総務部 人事情報室</p>
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令」（平成28年政令第15号）により地方公務員災害補償施行令（以下「政令」といいます。）が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>公務災害により支給される年金と公的年金との併給調整規定について、改正後の政令と同様に調整率の改定を行います。 <b>&lt; 附則第9条関係 &gt;</b></p> <p>（1）傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改定</p> <p>傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改定します。</p> <p>（2）休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改定</p> <p>休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金保険等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改定します。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成28年4月1日とします。</p>		

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井義之

亀山市条例第10号

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年亀山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項の表傷病補償年金の部障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項及び同条第2項の表障害基礎年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第9条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。